

目 次

IT関係

- ・道路使用許可申請手続の電子化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・交通事故証明書の電子発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化等・・ 3

エネルギー関係

- ・輸送に関する許可審査基準の統一化、手続の簡素化・・・・・・・・・・・・ 4

住宅・土地公共工事関係

- ・公道を活用した集客イベントに関する規制緩和・・・・・・・・・・・・・・ 5

運輸関係

- ・制限外積載車量に関する車高規制の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ・保管場所証明制度における基準の緩和及び明確化・・・・・・・・・・・・ 7
- ・自動車の免許更新期間の撤廃又は延長について・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ・保管場所証明申請書の書式統一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ・自動車の保管場所に関する規制の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ・保管場所証明制度の基準緩和・明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・高速道路における大型貨物自動車の最高速度制限の緩和・・・・・・・・ 12
- ・営業者の運行日誌義務付けの撤廃要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ・高速道路における自動二輪車二人乗りの解禁・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ・普通自動車免許で運転することができる車両の総重量の拡大・・・・・・・・ 15

危険物・保安関係

- ・火薬類の運搬に関する内閣府令の混載条件の緩和・・・・・・・・・・・・ 16
- ・火薬類の運搬に関する内閣府令の標識の緩和・・・・・・・・・・・・・・ 17

その他

- ・都道府県警察官採用試験における受験資格要件の改善について・・・・ 18
- ・古物営業法に係る規制緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- ・古物営業法の許可申請手続の簡素化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

分野	IT	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	道路使用許可申請手続の電子化			
要望の内容	道路使用許可申請手続の電子化を早期に実現するとともに、同種工事の一括申請を認め、交通量の多寡や掘削工事の有無等に応じた添付書類の削減・簡素化を図る。			
関係法令	道路交通法第77条、第78条	共管		
制度の概要	道路で工事をする場合は、所轄警察署長に申請書を提出し、道路使用の許可を受けなければならないこととされている。			
計画等における記載の状況	【「規制改革推進3か年計画(改定)」IT関係(3)ア】 道路使用許可の電子申請について、平成15年度までに可能となるよう各都道府県警察に対して電子申請システムの整備を要請する。			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期： 年 月) (結論時期： 年 月)				
<p>(説明)</p> <p>平成12年、道路交通法施行規則を改正し、電子申請を可能とする法令の整備を行うとともに、電子申請システムの仕様等を各都道府県警察に示しており、国としての対応は措置済みである。システム整備の早期実現は、都道府県の予算措置にかかっており、既に実施した県もある。警察庁としては、既導入県の実例を未導入県に示すなど、積極的な取組みを促している。</p> <p>申請手続の負担軽減については、既に、連続して同種の工事を行う場合には工事全体を一件とする一括申請を認めている。また、申請書に添付する書面は、現場見取図、作業工程表等、許可の可否等を判断するため必要最小限のものとするよう都道府県警察を指導している。</p>				
担当局課室等名	交通局交通規制課			

分野	IT	要望提出者	日本経済団体連合会、日本損害保険協会	
項目	交通事故証明書の電子発行			
要望の内容	書面若しくは電子的記録による交付に変更			
関係法令	自動車安全運転センター法第29条第1項第3号	共管	なし	
制度の概要	交通事故証明書は、交通事故における加害者、被害者その他当該証明書の交付を受けることについて正当な利益を有すると認められる者の求めに応じて、自動車安全運転センター都道府県事務所の窓口において又は郵送によって発行されている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期：未定)		
(説明)				
<p>交通事故証明書は、交通事故の損害賠償の請求等に必要書類として、自動車安全運転センターが、交通事故の加害者、被害者その他当該証明書の交付を受けることについて正当な利益を有すると認められる者の求めに応じて交付する交通事故の発生日時、場所、当事者等の事項を記載した書面である。このように、交通事故証明書は、交通事故の損害賠償等の請求といった交通事故当事者の重大な権利利益に関わるものであり、また、交通事故証明書に記載される事項は、警察が交通事故の犯罪捜査等の公権力の行使の過程で得た、個人にとって極めて秘匿性の高い個人情報を含むものである。こうした交通事故証明書の位置付け及び当該情報の高い秘匿性にかんがみると、仮に電子的記録による交付を検討するとした場合には、少なくとも、「申請人が真に「正当な利益を有すると認められる者」であるか否かを確実に確認できるのか」「交通事故証明書の交付主体が真に自動車安全運転センターであることを確認できるか否か」「交通事故証明書等の内容を改変されない電子的記録が技術的に可能か」「交通事故証明書の受領者が「正当な利益を有すると認められる者」か否かを確実に把握した上で交付できるか」等の多数の克服すべき課題があると考えられる。</p> <p>したがって、交通事故証明書を電子的記録により交付することが可能か否かについては、電子的記録による交付における信頼性の確保のための基盤整備状況等を見極めつつ、このような各種課題について検討するとともに、センターにおける電子認証の設備投資の状況等を勘案して検討する必要がある。</p>				
担当局課室等名	交通局交通企画課			

分野	エネルギー	要望提出者	風力発電事業者懇話会	
項目	輸送に関する許可審査基準の統一化、手続の簡素化			
要望の内容	風力発電設備の重量物及び長尺物の輸送に関する手続の簡素化（審査期間の短縮）を要望する。			
関係法令	道路交通法第57条第3項	共管	国土交通省	
制度の概要	貨物が分割できないもので、積載の制限を超えることとなる場合において出発地警察署長が、当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認め積載重量等を限って許可した時は当該制限を超える積載をして車両を運転することができることされており、当該許可申請に係る標準処理期間は、各都道府県警察で5日以内の期間を定めている。			
計画等における記載の状況				
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： 年 月) (結論時期： 年 月)			
(説明)				
標準処理期間は各都道府県警察で5日以内の期間を定めているが、申請の多くは、その場で審査し許可証を交付しており、審査期間は短縮されていると承知している。				
なお、風力発電設備の重量物及び長尺物のような特殊な貨物については、輸送経路の調査等が必要なため、審査に時間を要する場合がある。				
担当局課室等名	交通局交通規制課			

分野	住宅・土地、公共工事	要望提出者	日本商工会議所	
項目	公道を活用した集客イベントに関する規制緩和			
要望の内容	公道を活用した集客イベントの開催が容易になるよう規制緩和して欲しい。			
関係法令	道路交通法第77条第1項	共管	国土交通省	
制度の概要	道路交通法の規定により、交通の妨害となる祭礼、路上イベント等であっても公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められるときは、警察署長は道路使用許可をしなければならないこととされている			
計画等における記載の状況	なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難	その他
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： 年 月)		(結論時期： 年 月)	
(説明)	道路使用許可の可否は、法令の定めるところにより、地域住民や道路利用者の意見を踏まえつつ、個別具体的な事情に照らし、公益上又は社会の慣習上の要請と交通の安全と円滑への影響とを総合的に勘案して行うものであり、制度の改正・見直しにより対応すべき問題ではない。			
担当局課室等名	交通局交通規制課			

分野	運輸	要望提出者	日本経済団体連合会ほか5団体	
項目	制限外積載車両に関する車高規制の緩和			
要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 背高海上コンテナについて、現在、特例措置として認められている積載時の車高を4.1mから4.2mまで緩和して欲しい。 ・ 車高に関する現行規制を3.8mから4.1mまで緩和して欲しい。 ・ 建設機械搬送用セミトレーラーは、指定道路について4.1mまで認めて欲しい。 ・ ISO規格コンテナ積載車は、国内輸送貨物であっても指定道路について4.1mまで認めて欲しい。 ・ 車載輸送トレーラーは、指定道路について積載時の制限を4.1mまで緩和して欲しい。 ・ その他の車両についても指定道路においては4.1mまで緩和して欲しい。 			
関係法令	道路交通法第57条第3項 道路交通法施行令第22条	共管	国土交通省	
制度の概要	<p>道路交通法の規定により、貨物の積載状態における車高が3.8メートルを超えるものについては、出発地警察署長の許可を要するものとされている。</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
	<p>(実施(予定)時期： 年 月) (結論時期：16年度中)</p>			
<p>(説明)</p> <p>平成14年12月12日、総合規制改革会議から、「現在、道路を走行する車両に係る車高規制については、車両制限令及び道路交通法(施行令)により3.8mとされているが、高さ4.1mのISO規格背高海上コンテナ積載車両等については許可を得て通行が可能となっている。しかし、物流効率化の観点からは、道路の構造や交通の安全に悪影響を与えずに通行可能なルートについては、当該コンテナ積載車両以外の車高3.8mを超える車両についても通行を認めることが望ましい。このため、物流事業者のニーズ、道路構造、交通事故等の実態を踏まえながら、安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の在り方について検討すべきである。」との答申がなされ、さらに、この答申を最大限尊重する旨の閣議決定がなされたところであり、今後、国土交通省と連携し、こうした趣旨に沿った検討をしていくこととしている。</p>				
担当局課室等名	交通局交通規制課			

分野	運輸	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	保管場所証明制度における基準の緩和及びその明確化			
意見・要望等の内容	<p>自動車の保有者は、自動車の使用の本拠の位置との距離が2キロメートルを超えない場所に当該自動車の使用の本拠の位置を確保しなければならない。法人の事業所について、上記規制を緩和し、遠隔地の車庫も認めるべきである。</p> <p>また、警察署が、ある場所を「使用の本拠の位置」として認めるかどうかについて個別に判断しており、基準が明確ではない。使用の本拠の位置として認められる要件を明確化すべき。</p>			
関係法令	自動車の保管場所の確保等に関する法律、同法 施行令、同法施行規則	共管	なし	
制度の概要	<p>自動車保管場所証明申請は、自動車の保有者が、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に対し、当該申請に係る場所を使用する権原を有することを疎明する書面、所在図、配置図の各書面を添付して保管場所証明書の交付を申請するものであり、保管場所は、当該自動車の「使用の本拠の位置」から2キロメートル以内に確保しなければならないこととされている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
<p>(説明)</p> <p>自動車の保管場所の確保等に関する法律及び同法施行令における距離制限は、できるだけ、「使用の本拠の位置」に近いところに保管場所を確保させることで、いわゆる「青空駐車」を防止することを目的としており、都市部における保管場所の実態や、通常2キロメートル以内であれば、徒歩により使用の本拠の位置と保管場所との間を、日常的、継続的に往復することが可能であるという考え方に基づいて定められているものである。この法令の趣旨にかんがみると、距離制限を緩和することは適当ではない。</p> <p>「使用の本拠の位置」とは、原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地を指し、通常、保有者が自然人の場合はその住所又は居所、法人の場合はその事務所の所在地がこれに該当する。「使用の本拠の位置」に該当するか否かについては、個別の申請ごとに、自然人の場合には居住実態の有無、法人の場合には当該法人の営業所や出張所等としての使用実態の有無、車両の使用実態等について、具体的な資料に基づき客観的な判断を行うよう都道府県警察を指導しているところであり、今後も引き続き、指導を行っていく所存である。</p>				
担当局課室等名	交通局交通規制課			

分野	運輸	要望提出者	個人
項目	自動車の免許更新期間の撤廃又は延長について		
要望の内容	自動車の免許証の有効期間を撤廃もしくは延長して欲しい。		
関係法令	道路交通法第92条の2	共管	なし
制度の概要	平成13年6月の道路交通法改正(平成14年6月1日施行)により、運転免許証の有効期間が、従来の3年(優良運転者は5年)から、高齢者、初心者や一定以上の違反運転者を除き、原則として5年とすることとされた。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期: 年 月)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (: 結論時期: 年 月)	
(説明)			
<p>1 平成14年6月1日施行の道路交通法改正により、運転免許証の有効期間が、従来の3年〔優良運転者は5年〕から、高齢者、初心者や一定の違反者を除き、原則として5年とすることとされたところあり、措置済である。</p> <p>2 なお、運転免許証の更新制度は、安全知識・意識を高め、また、視力の低下等によって必要な適性を欠いた者を排除し、あるいは眼鏡等を義務付けて補正することにより、交通事故を防止する機能を有しており、実際に、更新の前後で事故が約6%減少しているところである。</p> <p>諸外国における免許証の有効期間の定め方は様々であるが、日本の免許で運転できる範囲の車両(総重量8トン)を運転できる免許で比べると、先進国では5年の有効期間とする国が最も多くなっている。また、近年、それまで無制限だったイギリスやドイツでも、免許所持者の同一性の確認や定期的な運転適性の確認の必要性から、イギリスでは10年、ドイツでは普通免許以外は5年の有効期限を設けたように、有効期限を短くしていく傾向にある。</p>			
担当局課室等名	交通局運転免許課		

分野	運輸	要望提出者	リース事業協会
項目	保管場所証明申請書の書式統一		
要望の内容	保管場所証明申請書の書式の統一化は、当協会の要望により警察庁から各都道府県警察本部に対して指示（平成7年12月22日）がされたが、なお、都道府県間で申請用紙の書式・枚数、添付書類が異なるなどの実態がある。全国に大量のリース車両を抱えるリース会社にとって、書式の相違等により事務負担が大きくなるため、保管場所証明書の書式統一について再度徹底すべきである。		
関係法令	自動車の保管場所の確保等に関する法律、同法 施行令、同法施行規則	共管	
制度の概要	自動車保管場所証明申請は、自動車の保有者が、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に対し、当該申請に係る場所を使用する権原を有することを疎明する書面、所在図、配置図の各書面を添付して保管場所証明書の交付を申請するものであり、交付を受けた保管場所証明書を陸運支局に提出しなければ、道路運送車両法に定める自動車登録の処分を受けられないこととされている。		
計画等における記載の状況			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期： 年 月) (：結論時期： 年 月)		
(説明)	保管場所証明申請書の様式は、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則により全国统一書式となっており、自県で作成、配布した以外の申請書等であっても、当該申請書等が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則に定める様式の書面に適合するものであれば、当該申請等を受理することを都道府県警察に指示している。		
担当局課室等名	交通局交通規制課		

分野	運輸	要望提出者	日本チェーンストア協会				
項目	自動車の保管場所に関する規制の明確化						
要望の内容	<p>自動車の保有者は、自動車の使用の本拠の位置との間の距離が2キロメートルを超えない場所に当該自動車の保管場所を確保しなければならない。</p> <p>警察署が、ある場所を「使用の本拠の位置」として認めるかどうかについて個別に判断しており、基準が明確ではない。使用の本拠の位置として認められる要件を明確化すべき。</p>						
関係法令	自動車の保管場所の確保等に関する法律、同法 施行令、同法施行規則	共管					
制度の概要	<p>自動車保管場所証明申請は、自動車の保有者が、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に対し、当該申請に係る場所を使用する権原を有することを疎明する書面、所在図、配置図の各書面を添付して保管場所証明書の交付を申請するものであり、保管場所は、当該自動車の「使用の本拠の位置」から2キロメートル以内に確保しなければならないこととされている。</p>						
計画等における記載の状況							
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期： 年 月) (：結論時期： 年 月)</p>			<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p>	<p>その他</p>				
(説明)	<p>「使用の本拠の位置」とは、原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地を指し、通常、保有者が自然人の場合はその住所又は居所、法人の場合はその事務所の所在地がこれに該当する。</p> <p>「使用の本拠の位置」に該当するか否かについては、個別の申請ごとに、自然人の場合には居住実態の有無、法人の場合には当該法人の営業所や出張所等としての使用実態の有無、車両の使用実態等について、具体的な資料に基づき客観的な判断を行うよう都道府県警察を指導しているところであり、今後も引き続き、指導を行っていく所存である。</p>						
担当局課室等名	交通局交通規制課						

分野	運輸	要望提出者	リース事業協会
項目	保管場所証明制度の基準緩和・明確化		
要望の内容	<p>自動車の保有者は、自動車の使用の本拠の位置との距離が2キロメートルを超えない場所に当該自動車の使用の本拠の位置を確保しなければならない。法人の事業所について、上記規制を緩和し、遠隔地の車庫を認めるべきである。</p> <p>また、警察署が、ある場所を「使用の本拠の位置」として認めるかどうかについて個別に判断しており、基準が明確ではない。使用の本拠の位置として認められる要件を明確化すべき。</p>		
関係法令	自動車の保管場所の確保等に関する法律、同法施行令、同法施行規則	共管	
制度の概要	<p>自動車保管場所証明申請は、自動車の保有者が、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に対し、当該申請に係る場所を使用する権原を有することを疎明する書面、所在図、配置図の各書面を添付して保管場所証明書の交付を申請するものであり、保管場所は、当該自動車の「使用の本拠の位置」から2キロメートル以内に確保しなければならないこととされている。</p>		
計画等における記載の状況			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： 年 月)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>(: 結論時期： 年 月)</p>	
(説明)	<p>自動車の保管場所の確保等に関する法律及び同法施行令における距離制限は、できるだけ、「使用の本拠の位置」に近いところに保管場所を確保させることで、いわゆる「青空駐車」を防止することを目的としており、都市部における保管場所の実態や、通常2キロメートル以内であれば、徒歩により使用の本拠の位置と保管場所との間を、日常的、継続的に往復することが可能であるという考え方に基づいて定められているものである。この法令の趣旨にかんがみると、法人の事業所について距離制限を緩和することは適当ではない。</p> <p>「使用の本拠の位置」とは、原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地を指し、通常、保有者が自然人の場合はその住所又は居所、法人の場合はその事務所の所在地がこれに該当する。</p> <p>「使用の本拠の位置」に該当するか否かについては、個別の申請ごとに、自然人の場合には居住実態の有無、法人の場合には当該法人の営業所や出張所等としての使用実態の有無、車両の使用実態等について、具体的な資料に基づき客観的な判断を行うよう都道府県警察を指導しているところであり、今後も引き続き、指導を行っていく所存である。</p>		
担当局課室等名	交通局交通規制課		

分野	運輸	要望提出者	全日本トラック協会	
項目	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和			
要望の内容	高速道路において、同一の走行車線に速度の異なる車両が混在して走行することは、車両の安全走行を妨げるばかりか、事故を誘発する一因にもなりかねない。他の交通と合わせ、高速道路の円滑な走行を確保する観点から、高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制を現行の時速 80 km からバスと同様時速 100 km に引き上げるべきである。			
関係法令	道路交通法第 22 条第 1 項 道路交通法施行令第 27 条第 1 項	共管	なし	
制度の概要	高速自動車国道においては、大型貨物自動車の法定最高速度は 80 km 毎時である。			
計画等における記載の状況	なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： 年 月) (結論時期： 年 月)			
(説明)	<p>高速道路における大型貨物自動車に係る死亡事故は依然多発しており、その原因としては、速度超過の割合が高いことが挙げられる。大型貨物自動車は、バスと違い貨物を積載した状態で走行するため不安定であること、高速道路における死亡事故率が大型乗用自動車に比べて非常に高いこと等から、現在大型貨物自動車に対する最高速度を時速 80 km としていることは合理的であると考えられる。したがって、大型貨物自動車の最高速度の引き上げについては、慎重に対応すべきである。</p>			
担当局課室等名	交通局交通企画課			

分野	運輸	要望提出者	オリックス株式会社、社団法人リース事業協会	
項目	営業車の運行日誌義務付けの撤廃要望			
要望の内容	安全運転管理者から運転者に対して運行の記録を義務付けすることで安全運転につながるとは考えられず、むしろ余計なことに神経を使って思わぬ事故に至るケースもある。したがって、運行日誌の義務付けを撤廃すべきである。			
関係法令	道路交通法第74条の2 道路交通法施行規則第9条の10	共管	なし	
制度の概要	安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するため、業務に従事する運転者に対しての交通安全教育の他に自動車の安全な運転に必要な業務の中で、運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他自動車の運転の状況を把握するため、必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させる規定が設けられている。			
計画等における記載の状況	なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)		
(説明) 業務用自動車の運転者については、多忙、長時間による運転等による集中力の欠如、時間的な制約による焦燥等が生じ、事故につながる危険性が高く、また、社外での単独行動が多いことから、管理者が直接把握することが困難である。 したがって、事業所における適切な安全運転管理を行うためには、運転者の運転の開始及び終了の日時、運転した距離等の運行実態を運行日誌に記録させることにより、安全運転管理者が運行の実態を把握した上で、過密スケジュールの防止等、適切な運行計画を立てることが必要であり、措置は困難である。				
担当局課室等名	交通局交通企画課			

分野	運輸	要望提出者	日本自動車工業会、個人	
項目	高速道路における自動二輪車二人乗りの解禁			
要望の内容	現在、高速自動車国道等においては自動二輪車の二人乗りが禁止されているが、高速道路は一般道と比較しても安全であり、解禁すべきである。			
関係法令	道路交通法第71条の4第3項	共管	なし	
制度の概要	大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転者は、高速自動車道路及び自動車専用道路においては、運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車又は普通自動二輪車を運転してはならないこととされている。			
計画等における記載の状況	【「規制改革推進3か年計画（改定）」 11運輸関係】 「高速自動車国道等における自動二輪車の二人乗りを認めることの可否について調査・検討し、結論を得る。」			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済	検討中	措置困難	その他
	措置予定	措置するか否かを含めて検討中		
		具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： 年 月) (結論時期：平成15年度)			
(説明)	<p>高速道路における児童二輪車の二人乗りの解禁については、業界団体等から規制撤廃の要望が出されている一方で、平成11年に総理府（現内閣府）が実施した世論調査においては、回答者の82.3%が高速道路での児童二輪車の二人乗りを「引き続き禁止すべきである」と回答している。</p> <p>警察庁としては、これらの状況を踏まえ、平成14年に閣議決定された「規制改革推進3か年計画（改定）」の中で「高速自動車国道等における自動二輪車の二人乗りを認めることの可否について調査・検討し、平成15年度の可能な限り早期に結論を得る。」とされたことから、現在、調査・検討を進めており、その結果を踏まえ、国民の意見を幅広く聴いた上で、適切な結論を得ることとしている。</p>			
担当局課室等名	交通局交通企画課			

分野	運輸	意見・要望提出者	全日本トラック協会・日本経団連・ 社団法人関西経済連合会	
項目	普通自動車免許で運転することができる車両の総重量の拡大			
意見・要望等の内容	普通自動車免許で運転することができる車両の総重量を、現行の8トン未満から10トン未満に拡大してほしい			
関係法令	道路交通法第85条 道路交通法施行規則代二条	共管	なし	
制度の概要	<p>道路交通法施行規則第2条の規定により、車体の大きさ等が、大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車について定められた車体の大きさ等のいずれにも該当しない自動車が普通自動車とされ、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が8トン以上のものは大型自動車とされる。</p> <p>また、道路交通法第85条の規定により、普通自動車免許のみを受けている者は普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車のみを運転することができ、大型自動車を運転するためには大型自動車免許を受ける必要がある。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定] (実施(予定)時期：)	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
<p>(説明)</p> <p>大型自動車と普通自動車では、その車両特性により、運転に必要な能力が異なることから、大型自動車を運転しようとする者は、道路交通法第85条により、大型自動車免許を受けなければならないこととされている。</p> <p>運転免許試験は、自動車の種類ごとに、運転に必要な技能等の有無について行っており、普通免許の運転免許試験は、乗用車を使用して行っているところである。現行制度においても、この運転免許でロングボディタイプのもも含む8トン未満の貨物自動車まで運転することができることとなっているが、運転できる貨物自動車の範囲を更に拡大することは、車両1万台当たりの死亡事故件数は車両総重量が大きくなるに従って増加していることに照らしても、道路交通の安全を確保する上で問題が大きいと考えられる。</p> <p>また、「道路交通に関する条約」(ジュネーブ条約)では、普通自動車免許に相当する免許で運転することができる自動車の車両総重量を3.5トン以下と定めており、車両総重量8トン未満という我が国の基準は、現状においても、国際的な基準から大幅に緩和されたものである。</p> <p>以上のことから、普通免許で運転できる貨物自動車の範囲を更に拡大することは困難である。</p>				
担当局課室等名	交通局運転免許課			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	社団法人日本化学工業協会	
項目	火薬類の運搬に関する内閣府令の混載条件の緩和			
意見・要望等の内容	火薬類の運搬に関する内閣府令における、運搬の届出を要しない数量を拡大されたい。 (理由) 火薬類の包装に関しては、平成十年通商産業省告示第百四十九号により、厳格に定められており、混載貨物からの影響を考える必要が少なくなったと思われる。従って、少量の火薬類の運搬時の混載に関しては、制限を緩和しても火薬類による災害防止と公共の安全の確保に支障をもたらさない。			
関係法令	火薬類取締法第19条、火薬類の運搬に関する内閣府令第10条	共管	なし	
制度の概要	火薬類取締法は、火薬類の運搬について、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保する観点から、内閣府令に定める数量を超えて運搬する場合は、都道府県公安委員会に届出を行うこととされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	火薬類を運搬する場合の包装、こん包の基準については、「火薬類を運搬する場合の包装等の基準等の基準(平成十年三月三十日総理府告示第十号)」で定められており、本要望の無届運搬数量については、同告示の施行日と同日に、実験結果等から火薬類の安定度を考慮して、一律4倍に引き上げられる改正がなされている。同改正以降、火薬類の運搬に関する安全度が向上したという新たな実験結果等も見あらず、措置の必要が認められない。			
担当局課室等名	生活安全局銃器対策課			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	社団法人日本化学工業協会	
項目	火薬類の運搬に関する内閣府令の標識の緩和			
意見・要望等の内容	火薬類の運搬に関する内閣府令における標識の表示義務の数量を緩和してほしい。 (理由) 火薬類の包装に関しては、平成十年通商産業省告示第百四十九号により、厳格に定められており、混載貨物からの影響を考える必要が少なくなったと思われる。従って、少量の火薬類の運搬時の混載に関しては、制限を緩和しても火薬類による災害防止と公共の安全の確保に支障をもたらさない。			
関係法令	火薬取締法第20条、火薬類の運搬に関する内閣府令第16条	共管	なし	
制度の概要	火薬類取締法は、火薬類を運搬する場合は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保する観点から、内閣府令で定める技術上の基準に従って運搬することとしており、その1つに、内閣府令で定める数量を超えて運搬する場合は、車両に標識又は赤色灯をつけなければならないというものがある。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	標識の表示義務については、火薬類を運搬する車両には標識をつけて、他の一般車との区別を明らかにし、相互に注意をなし、衝突事故又は火気使用等による危険を防止するための規定であるが、危険性のないごく少量の火薬類の運搬については標識の表示義務から除外するとともに、一定量以下の火薬類を運搬する場合には簡易な標示で足りることとして利便性にも配慮がなされている。したがって、当該規制による負担は過度のものとは思えず、他方、これによって得られる運搬中の不測の事態の未然防止という効果を考えれば、措置の必要性は認められない。			
担当局課室等名	生活安全局銃器対策課			

分野	その他	<input type="checkbox"/> 意見・要望提出者	学校法人 東京IT会計法律学園
項目	都道府県警察官採用試験における受験資格要件の改善について		
意見・要望等の内容	都道府県警察官採用試験の受験資格については、一部県を除いて学歴によって区分されているが、学歴区分を設けている明確で合理的な理由がないので、受験資格を学歴要件から年齢要件、学力要件とするよう都道府県人事委員会に対して指導、要望願いたい。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	都道府県警察官採用試験は、地方公務員法第19条第2項に基づいて各都道府県人事委員会が定めた受験資格によって実施されており、一部県を除いて、大学卒業者及び同見込者（A区分等と呼称）とそれ以外の者（B区分等と呼称）の試験区分（受験資格）に分けて採用試験を実施している。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>都道府県警察官の受験資格は、各都道府県の人事委員会と警察本部が協議、相談するなどして最終的に人事委員会が決定しているものである。</p> <p>警察官の場合、職務内容が国民の権利・義務等に密接に関係することから採用後、長期間にわたる教養等（初任教養、職場実習、初任総合教養）を実施して警察官として相応しい人材の育成に努めているが、教養効果を高めるためには、同等の学力、見識、体力等の素養を有する者に対して同一カリキュラムに沿って教養を行っていく必要がある。</p> <p>教養実施に際しての区分分けに当たっては、学力、見識、体力等を総合的に勘案する必要があるが、採用試験の結果のみをもって個人の能力の全てを把握することは困難であり、そのメルクマールとして現時点においては学歴による区分（分類）が最も適切、妥当であると考えられることから、多くの府県の採用試験において学歴による区分を行っているものである。また、大学卒業者以外の採用についても大学卒業者と同程度に年齢基準を設定して公平な受験機会の付与に配慮していることや、他の公務員と異なり採用後に集団による一定期間の教養を必要とする警察官の特殊性から見ても、一般にも納得の得られるものであると考えているが、受験資格の在り方については、引き続き検討していくこととしたい。</p> <p>なお、何れの採用区分であっても職務内容、処遇において基本的には違いはない。</p>			
担当局課室等名	長官官房人事課		

分野	その他	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	古物営業法の許可申請手続の簡素化			
意見・要望等の内容	本部による一括申請を可能とすること 添付書類削減			
関係法令	古物営業法第3条、第4条、第5条、第7条、古物営業法施行規則第1条、第4条、第5条、	共管	なし	
制度の概要	<p>古物営業法は、盗品等の売買防止、速やかな発見等を図ることを目的として、古物商、古物市場主（以下「古物商等」という。）を都道府県単位の許可制とし、一定の欠格事由を定め、営業所等には管理者を置くことを義務づけている。</p> <p>古物営業を営もうとするときは、都道府県公安委員会に許可申請書を提出して許可を受け、また、許可申請書の記載事項に変更があったときは変更の届出をしなければならない。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済	検討中	措置困難	その他
	措置予定	措置するか否かを含めて検討中		
		具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<p>については、古物商等の遵守事項（第3章）は、標識の掲示や管理者の選任は営業所等に関するものであり、確認等及び申告や帳簿等への記載等は営業所等においてなされるものであり、品触れと差止めは営業所等に所在する古物に関するものであり、営業所等と当該営業所等に集散する古物に着目した内容となっている。したがって、このような営業所等を管轄する都道府県公安委員会で行うのであれば実効的な指導監督を行うのは困難であるから、都道府県公安委員会制度の下で許可単位を全国にすることは、困難である。</p> <p>2以上の公安委員会の管轄区域内に営業所を有する古物商等に係る共通事項（氏名等、住所等、法人の代表者の氏名、法人の役員の氏名等）については、いずれか一の公安委員会に届出をして、届出を受けた公安委員会が関係する他の公安委員会に通知することとされている。一方、都道府県公安委員会制度の下で、当該公安委員会に全く関連のない事項（管轄外の営業所等の名称、所在地や管理者の氏名、住所等）の届出を受理して、これを他の公安委員会に通知することとするのは、困難である。</p> <p>なお、現在、政府のe-Japan重点計画に沿って申請・届出等手続の電子化の作業を進めており、許可申請、変更の届出についても会社、事務所、自宅等からインターネットを通じて申請・届出ができるよう電子化に向けての検討・作業を進めているので、申請・届出等手続の電子化が実施されれば、現行制度の下でも古物商の負担は大幅に軽減されることとなる。</p> <p>については、古物営業法第4条の欠格要件の該当性の有無を確認するために不可欠のものであり、添付書類を削減することは困難である。</p>				
担当局課室等名	生活安全局生活安全企画課セキュリティシステム対策室			